

野々市市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、野々市市監査基準（平成29年野々市市監査委員告示第2号）に準拠し実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和4年3月18日

野々市市監査委員 小松靖典

野々市市監査委員 早川彰一

定期監査結果報告書

- 1 監査の対象及び監査の範囲
本町児童館、押野児童館
令和3年4月1日から令和3年12月31日までに執行された所掌事務事業
- 2 監査の期間
令和4年1月17日から令和4年2月15日まで
- 3 監査の実施場所
野々市市役所 監査委員室
- 4 監査の執行者
監査委員 小松 靖典
監査委員 早川 彰一
- 5 監査の実施内容
あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類について調査を行った。
- 6 監査の着眼点
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。
- 7 監査の結果
財務に関する事務等の執行状況は、監査した範囲においては概ね適正に執行されていると認められた。